

議案第 号

使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(案)

使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年 月 日

東川町長 松 岡 市 郎

使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(東川町地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例)

第1条 東川町地区コミュニティセンター条例(平成4年東川町条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

地区センター使用料

区分			使用料の設定の 単位	使用料		
地区セ ンター 名	室名	面積等			町民等	
西部	集会室	71.28㎡	1時間当たり	900円	400円	
	研修室Ⅰ	24.57㎡	1時間当たり	400円	200円	
	研修室Ⅱ	26.33㎡	1時間当たり	400円	200円	
	調理室	37.18㎡	1時間当たり	500円	250円	
	体育館	個人	小人(中学生以下)	1日当たり	100円	無料
			大人(高校生以上)	1日当たり	300円	100円
		専用	アリーナ(バドミ ントンコート1面 につき)	2時間当たり	1,000円	400円
		アリーナ(全面使 用)	2時間当たり	2,600円	1,000円	
第一	集会室	198.45㎡	1時間当たり	2,000円	900円	
	研修室	24.30㎡	1時間当たり	400円	200円	
	多目的室	17.82㎡	1時間当たり	400円	200円	
	会議室	41.94㎡	1時間当たり	400円	200円	
	調理室	43.74㎡	1時間当たり	500円	250円	

第二	集会室	165.24m <sup>2</sup>	1時間当たり	2,000円	900円
	研修室Ⅰ	21.06m <sup>2</sup>	1時間当たり	400円	200円
	研修室Ⅱ	19.44m <sup>2</sup>	1時間当たり	400円	200円
	調理室	29.16m <sup>2</sup>	1時間当たり	500円	250円
第三	集会室	165.24m <sup>2</sup>	1時間当たり	2,000円	900円
	研修室Ⅰ	19.44m <sup>2</sup>	1時間当たり	400円	200円
	研修室Ⅱ	21.87m <sup>2</sup>	1時間当たり	400円	200円
	調理室	31.99m <sup>2</sup>	1時間当たり	500円	250円

#### 備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 葬儀の使用については、町民等の使用料を適用しない。
- 4 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 5 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 6 東川町の少年団活動（練習・大会・会議等）で使用する場合は免除する。
- 7 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 8 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 9 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 10 一般開放の指定曜日の使用については免除する。
- 11 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 12 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 13 上記の使用時間に2時間未満の端数時間がある場合は2時間とし、1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

（東川町第三地区地域センター条例の一部を改正する条例）

第2条 東川町第三地区地域センター条例（平成23年東川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

交流体験施設

区分	単位	金額
宿泊棟1戸	1泊	11,000円
	2泊	22,000円
	3泊	33,000円
	4泊	41,800円
	5泊	49,500円
	6泊	56,100円
	7泊から8泊まで	63,100円
	9泊から10泊まで	70,800円
	11泊から14泊まで	77,400円
	15泊から18泊まで	82,500円
	19泊から22泊まで	85,600円
	23泊から1月まで(月額)	88,000円

備考

- 1 1月を超える場合は、1泊につき3,700円を加算する。ただし、加算額が月額を超える場合は月額とする。
- 2 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。

体験農園

区画区分	使用料
1区画	10,000円

備考

- 1 農園の使用は、使用者1件につき2区画までとする。
- 2 農園の使用料には、耕起及び水の利用代金を含むものとする。

（東川町インフォメーションセンター道草館条例の一部を改正する条例）

第3条 東川町インフォメーションセンター道草館条例(平成24年東川町条例第1号)条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第13条関係）

道草館使用料

1. インフォメーションセンター

区分	使用料

室名等	面積		町民等
コミュニティホール	74.55m <sup>2</sup>	1,600	750
会議室 1	34.12m <sup>2</sup>	800	350
会議室 2	39.18m <sup>2</sup>	900	400
研修室	22.00m <sup>2</sup>	600	250
会議室	100.00m <sup>2</sup>	2,200	1,000
インフォメーションフロア外	10m <sup>2</sup> につき	200	100
屋外販売所	1 m <sup>2</sup> につき	200	100

## 2. 貸店舗

1月当たり

区分		使用料
室名	面積	
店舗フロア	276.09m <sup>2</sup>	100,000円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。ただし、貸店舗は除くものとする。
- 10 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 11 上記施設を、長期に亘って使用する場合には、別途協議のうえ計算する。
- 12 店舗フロアについて、使用を開始した日又は返還した日が月の中途である場合のその月の使用料は、日割計算とする。

（東川町交通安全防犯指導会館条例の一部を改正する条例）

第4条 東川町交通安全防犯指導会館条例（昭和57年東川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のとおり改める。

2 前項ただし書の使用料については別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条第2項関係）

1 時間当たり

区分		使用料	
室名	面積		町民等
会議室	19.44㎡	200円	100円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 10 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 11 上記施設を、長期に亘って使用する場合には、別途協議のうえ計算する。

（東川町役場庁舎使用料条例の一部を改正する条例）

第5条 東川町役場庁舎使用料条例（平成17年東川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条第1号、第4条第1項関係）

専用して使用する団体	使用する面積	使用料
東川町森林組合	54.95㎡	33,000円

備考

- 1 専用して使用する部分に係る電気料を使用料の額に加算して納めなければならない。

- 2 1以外の経費で使用者に負担させることが適当であると認められる費用については、使用する団体と協議の上、加算することができる。

別表第2（第2条第2号、第4条第1項関係）

1時間当たり

区分		使用料	
室名	面積		町民等
第1小会議室	48.09㎡	700円	300円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 葬儀の使用については、町民等の使用料を適用しない。
- 4 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 5 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 6 東川町の少年団活動（練習・大会・会議等）で使用する場合は免除する。
- 7 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 8 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 9 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 10 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 11 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 12 使用料の欄中、町民等の使用料については、当面の間、改正前の使用料を徴収する。

（東川町シニアセンター設置に関する条例の一部を改正する条例）

第6条 東川町シニアセンター設置に関する条例（昭和49年東川町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

シニアセンター使用料

1時間当たり

区分		使用料	
室名	面積		町民等
大広間	196.20㎡	2,600円	1,200円
料理研究室	28.40㎡	400円	200円
娯楽談話室	23.54㎡	300円	150円
会議室 1	21.24㎡	300円	150円
会議室 2	22.20㎡	300円	150円
会議室 3	22.20㎡	300円	150円
中広間	52.96㎡	800円	350円
作業室	28.62㎡	400円	200円
カラオケ室	31.69㎡	500円	250円

#### 備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 葬儀の使用については、町民等の使用料を適用しない。
- 4 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 5 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 6 東川町の少年団活動（練習・大会・会議等）で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 10 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚引き）で納付することができる。
- 11 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

（東川町共生サロン管理条例の一部を改正する条例）

第7条 東川町共生サロン管理条例（平成22年東川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条第1項、第12条関係）

サロン使用料

区分		使用料
室名	面積	
集会室	68.04m <sup>2</sup>	1,000円
研修室	38.88m <sup>2</sup>	600円
調理室	19.98m <sup>2</sup>	200円

備考

- 1 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
  - 2 中学生以下が使用する場合は免除する。
  - 3 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
  - 4 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
  - 5 町内の障がい児・者団体等で使用する場合は免除する。
  - 6 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
  - 7 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
  - 8 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間あたり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
  - 9 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
  - 10 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
  - 11 上記施設を、長期に亘って使用する場合には、別途協議のうえ計算する。  
（東川町保健福祉センター条例の一部を改正する条例）
- 第8条 東川町保健福祉センター条例（平成8年東川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

保健福祉センター使用料

1時間あたり

区分		使用料
施設名	面積	
		町民等



集団検診室	132.60㎡	2,300円	1,050円
栄養指導室	101.20㎡	2,700円	1,250円
健康学習室	60.20㎡	1,200円	550円
研修室Ⅰ	85.05㎡	1,600円	750円
研修室Ⅱ	56.50㎡	1,100円	500円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 6 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 7 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 8 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 9 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 10 上記施設を、長期に亘って使用する場合には、別途協議のうえ計算する。
- 11 使用料の欄中、町民等の使用料については、当面の間、改正前の使用料を徴収する。

（東川町有墓地の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

第9条 東川町有墓地の設置等に関する条例（昭和52年東川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

墓地の種別		使用料
甲種墓地	A	3.3平方メートルにつき63,000円
	B	3.3平方メートルにつき5,200円
乙種墓地		無料
丙種墓地		焼骨1体につき52,000円

備考

甲種墓地Aとは、平成4年、平成7年及び平成11年造成の西8号墓地をいい、その他のものを甲種墓地Bとする。

(国民健康保険東川町立診療所条例の一部を改正する条例)

第10条 国民健康保険東川町立診療所条例（平成10年東川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条例第8条及び第9条を次のように改める。

(使用料)

第8条 診療所の医療を受ける者に対しては、次の各号により算定した使用料を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年法律第 号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等によりその額が定められたものによって算定した額とする。
- (2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける者については、診療報酬点数表に定められた点数に100分の150を乗じた額とする。
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者については、診療報酬点数表に定められた点数に100分の115を乗じた額とする。
- (4) 第1号から前号までの算定方法により難しいものの使用料は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第9条 町長は、使用料を納付すべき者が天災その他特別の事情により、当該使用料を納付することが困難な場合において、特に必要と認めるときはこれを減免することができる。

(東川町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例)

第11条 東川町農村環境改善センター条例（昭和54年東川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

農村環境改善センター使用料

1時間当たり

区分		使用料	
室名	面積		町民等
	m <sup>2</sup>	円	円
ホール	374.8	3,000	1,250

研修室(1)(2)	67.3	700	300
研修室(3)	40.3	700	300
和室	49.3	700	300
料理実習室	51.8	800	350

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 葬儀の使用については、町民等の使用料を適用しない。
- 4 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 5 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 6 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
- 7 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 8 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 9 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 10 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 11 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚引き）で納付することができる。
- 12 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

（東川町農業振興センター条例の一部を改正する条例）

第12条 東川町農業振興センター条例（平成8年東川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用料

区分	単位	期間	金額
住居棟	1棟	月額	14,600円
普通畑	10アール	年額	6,000円
その他の施設	1棟又は1か所	月額	1,010円

(東川町キトウシ森林公園家族旅行村条例の一部を改正する条例)

第13条 東川町キトウシ森林公園家族旅行村条例（平成5年東川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	期間	金額
行商、募金その他これに類する行為	1平方メートル	1日につき	200円
興業	1平方メートル	1日につき	50円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催し	1平方メートル	1日につき	50円

別表第2（第9条関係）

区分	単位	金額	適要	
情報センター	研修室	1時間につき	1,300円	
物産センター	展示場	1日につき	1,100円	
ケビン	A棟	1棟1泊につき	19,800円	平屋建て
	B棟	1棟1泊につき	23,100円	2階建て
	C棟	1棟1泊につき	27,500円	2階建て(サウナ付)
	D棟	1棟1泊につき	38,500円	ベットタイプ
キャンプ場	1人につき	400円	小学生以上	
	1コマ1泊につき	2,000円	炊事小屋あり	
	1コマ1泊につき	1,500円	シンクあり	
ふるさと生活	宿泊	1棟1泊につき	19,800円	
体験の家	日帰り	1時間につき	2,500円	
ゴーカート	1人乗	1周につき	300円	
	2人乗	1周につき	400円	
パークゴルフ場	1日につき	800円	町民300円	
キャンモアスキービレッジ	第1スキーリフト(4人乗り)	1回券	180円	ただし、第1スキーリフト利用の場合は券2枚を使用する。
	及び第2スキーリフト(2人乗り)	12回券	1,800円	
		3時間券	2,000円	
		ナイター券	1,000円	
		1日券	2,500円	
		シーズン券	30,000円	

		ナイターシーズン券	12,000円	
	クロスカントリースキーコース	1日につき	500円	小学生以上
キトウシ高原ホテル	宿泊(素泊まり)	1人につき	5,400円	
	部屋使用	4時間	3,300円	延長1時間ごと1,100円
	入浴料	1人につき	600円	
林体験研修センター	宿泊	1棟1泊につき	33,000円	
	日帰り	1時間につき	4,000円	
	研修室(大)	1時間につき	1,800円	
	研修室(小)	1時間につき	500円	
	食育研修室	1時間につき	500円	

#### 備考

- 1 1時間未満又は1時間未満の端数の時間は、1時間として計算する。
- 2 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。ただし、キャンモアスキービレッジスキーリフト及びキトウシ高原ホテルを除く。
- 3 物産センターは、地場産品の木工芸製品、そ菜、加工食品及びその他町長が適当と認めるものの展示及び直売を行う場合に限り、使用できるものとする。
- 4 貨物自動車の駐車場使用料については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。
- 5 パークゴルフ場の町民使用については、町民証等身分証明書の提示を受けて確認するものとする。
- 6 パークゴルフ場の使用料については、中学生以下が使用する場合は免除する。  
(東川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例)

第14条 東川町道路占用料徴収条例（平成4年東川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考9中、「100分の105を乗じて得た額（このうち100分の5に係る）」を「100分の110を乗じて得た額（このうち100分の10に係る）」に改める。

(東川町普通河川管理条例の一部を改正する条例)

第15条 東川町普通河川管理条例（平成12年年東川町条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表 2 及び別表 3 を次のように改める。

別表（第59条関係）

2 敷地使用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	1 口	類似の土地の価格に100分の 6 を乗じて得た額	
2	工作物の伴う敷地	1 平方メートル	近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格に100分の 6 を乗じて得た額（その額が20円に満たない場合にあつては、20円）	
3	工作物の伴わない敷地		近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格に100分の 5 を乗じて得た額（その額が10円に満たない場合にあつては、10円）	
4	農耕用敷地		近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの小作料の標準額（農地法（昭和27年法律第229号）第24条の 2 第 1 項の規定に基づき東川町農業委員会が定めた小作料の標準額をいう。以下同じ。）に100分の 50 を乗じて得た額	
5	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の 1 平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の60を乗じて得た額	
6	管の埋設		1 メートル	25円
7	電柱	1 本	620円	H 柱は 2 本 分支線及び支柱は半本分とする
8	鉄塔	1 基	1,300円	

備考

- 1 使用に係る許可の期間が 1 年未満であるとき又は当該期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、1 か月未満の端数があるときは 1 か月

として計算するものとする。

- 2 1件の使用に係る許可の面積又は物件の長さが1平方メートル又は1メートル未満であるときは1平方メートル又は1メートルとして計算するものとし、当該面積又は物件の長さに1平方メートル又は1メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

### 3 産物採取料

番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1立方メートル	143円	
2	砂		176円	
3	切込砂利			
4	砂利			栗石を含む
5	玉石		231円	
6	転石		979円	
7	芝草	1平方メートル	50円	
8	木杭	1束	100円	胴径30センチメートル、元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートル以内
9	粗朶		60円	胴径30センチメートル、長さ3.5メートル
10	帯梢	1束(25本)	100円	1本につき元口径3センチメートル、長さ3.5メートル
11	凍氷	100キログラム	50円	
12	雑草		70円	
13	その他		時価	

備考 1件の採取に係る許可の採取量1立方メートル、1平方メートル又は100キログラム未満であるときは1立方メートル、1平方メートル又は100キログラムとして計算するものとし、当該採取量に1立方メートル、1平方メートル又は100キログラム未満の端数があるときはその端数を1立方メートル、1平方メートル又は100キログラムとして計算するものとする。

(東川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例)

第16条 東川町公営住宅管理条例(平成9年東川町条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第59条関係）

集会所使用料

区分			使用料の設定の単位	使用料	
名称	室名	面積等			町民等
西団地集会所	集会室	47.04㎡	1時間当たり	600円	250円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する会議及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 葬儀の使用については、町民等の使用料を適用しない。
- 4 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 5 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 6 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
- 7 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 8 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 9 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 10 上記施設を営利及び収益目的での使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 11 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 12 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

（東川町立公園条例の一部を改正する条例）

第17条 東川町立公園条例（平成6年東川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1から別表6までを次のように改める。

別表1（第6条第1項関係）

東川町開拓記念羽衣公園における使用料

区分	単位	金額
露店、募金等に使用する場合	1㎡1日につき	200円
展示会、集会等に使用する場合	100㎡1日につき	600円



興行に使用する場合	10㎡ 1日につき	600円
野外ステージ	1時間当たり	1,700円

別表2（第6条第1項関係）

大雪遊水公園における使用料

区分	単位	金額
露店、募金等に使用する場合	1㎡ 1日につき	200円
展示会、集会等に使用する場合	100㎡ 1日につき	600円
興行に使用する場合	10㎡ 1日につき	600円
公園管理棟展示室	1時間当たり	300円

別表3（第6条第2項関係）

東川町忠別川親水河川公園における使用料

区分	単位	金額	摘要
パークゴルフコース	1日	600円	町民 200円

備考

- 1 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 2 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引き）で納付することができる。

別表4（第6条第1項関係）

東町交通公園における使用料

広場

区分	単位	金額
露店、募金等に使用する場合	1㎡ 1日につき	200円

交流館

面積等	単位	使用料	
			町民等
33.05㎡	1時間当たり	200円	100円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。

- 5 東川町の少年団活動（会議等）で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 10 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚引き）で納付することができる。
- 11 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

別表5（第6条第1項関係）

ふれあいグリーンパーク、新栄公園及びグリーンヴィレッジパークにおける使用料

区分	単位	金額
露店、募金等に使用する場合	1 m <sup>2</sup> 1日につき	200円
展示会、集会等に使用する場合	100m <sup>2</sup> 1日につき	600円
興行に使用する場合	10m <sup>2</sup> 1日につき	600円

別表6（第6条関係）

東部地区公園における使用料

施設区分	使用区分	単位	金額		
				町民等	
野球場	野球競技	1時間当たり	2,000円	600円	
	照明施設	1時間当たり	2,000円	1,000円	
サッカー場	サッカー競技	全面	1時間当たり	600円	
		半面	1時間当たり	300円	
	照明施設	全点灯	1時間当たり	2,000円	1,000円
		1/2灯	1時間当たり	1,000円	500円
多目的広場	各種スポーツ大会や催事・イベントなどで占有	全面	1時間当たり	600円	
		半面	1時間当たり	300円	

	する場合			
販売所	調理場	1 時間当たり	2,000円	1,000円
	販売ブース	1 区画 1 時間当たり (1 区画5.88 m <sup>2</sup> )	500円	250円
露店、募金等に使用する場合		1 m <sup>2</sup> 1 日につき		200円

#### 備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 町内の中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 町内に拠点を置く少年団又はクラブチーム等が活動（練習・大会等）で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 備考4から備考8の規定については、野球場照明施設、サッカー場照明施設、販売所及び露店、募金等の使用の場合を除く。
- 10 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引き）で納付することができる。
- 11 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 12 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。

（東川町国民柔剣道場錬成館条例の一部を改正する条例）

第18条 東川町国民柔剣道場錬成館条例（昭和45年東川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

国民柔剣道場錬成館使用料

使用形態	使用料の設定の単位	使用料	
			町民等
専用使用	2時間当たり	2,600円	1,000円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 葬儀の使用については、町民等の使用料を適用しない。
- 4 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 5 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 6 東川町の少年団活動（練習・大会・会議等）で使用する場合は免除する。
- 7 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 8 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 9 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 10 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚引き）で納付することができる。
- 11 上記の使用時間に2時間未満の端数時間がある場合は、2時間として計算する。
- 12 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。

（東川町青少年野営場管理条例の一部を改正する条例）

第19条 東川町青少年野営場管理条例（昭和48年東川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

東川町青少年野営場使用料金表

区分	種別	単位	金額
入場料	大人	1泊1人当たり	500円
	小人（中学生以下）	1泊1人当たり	200円
	日帰り	1人	100円

（東川町町民運動公園条例の一部を改正する条例）

第20条 東川町町民運動公園条例（昭和48年東川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

町民運動公園使用料

	施設区分		単位	使用料	
	使用区分				町民等
多目的運動広場	グラウンド	全面	1時間当たり	3,400円	1,600円
		半面	1時間当たり	1,300円	600円
	本部席		1時間当たり	600円	300円
	照明施設	全点灯	1時間当たり	5,000円	3,700円
		1 / 2点灯	1時間当たり	3,900円	2,200円
テニスコート	テニス競技	1面につき	1時間当たり	600円	300円
	照明施設		1時間当たり	400円	300円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 東川町の少年団活動（練習・大会等）で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 10 上記の使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 11 第4号から第8号の規定については、照明施設使用料を除く。
- 12 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。

(東川町B&G海洋センター管理条例の一部を改正する条例)

第21条 東川町B&G海洋センター管理条例（平成3年東川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

東川町B&G海洋センター使用料

(1) 体育館

使用形態	区分	使用料の設定 の単位	使用料	
				町民等
個人使用	小人（中学生以下）	1日当たり	100円	無料
	大人（高校生以上）	1日当たり	300円	100円
専用使用	アリーナ（バドミントンコート1面につき）	2時間当たり	1,000円	400円
	アリーナ（半面使用）	2時間当たり	2,600円	1,000円
	アリーナ（全面使用）	2時間当たり	5,200円	2,000円
	トレーニングルーム（半面使用）	2時間当たり	1,300円	500円
	トレーニングルーム（全面使用）	2時間当たり	2,600円	1,000円
	ミーティングルーム	2時間当たり	1,300円	500円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 東川町の少年団活動（練習・大会・会議等）で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 一般開放の指定曜日の使用については免除する。
- 10 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 11 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）。

以下「徴収規則」という。) 第4条に規定する公共施設共通利用回数券(11枚1組で1枚引き)で納付することができる。

12 上記の使用時間に2時間未満の端数時間がある場合は、2時間として計算する。

(2) プール

使用形態	区分	使用料の設定 の単位	使用料	
				町民等
個人使用	小人(中学生以下)	1日当たり	100円	無料
	大人(高校生以上)	1日当たり	300円	100円
専用使用	幼児プール	2時間当たり	1,000円	500円
	25mコース(1コース専用使用)	2時間当たり	1,000円	500円
	プール全施設専用使用	2時間当たり	5,200円	2,500円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校(小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校)が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 東川町の少年団活動(練習・大会・会議等)で使用する場合は免除する。
- 5 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 6 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 7 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 8 一般開放の指定曜日の使用については免除する。
- 9 上記使用料を徴収規則第4条に規定する公共施設共通利用回数券(11枚1組で1枚引き)で納付することができる。
- 10 上記施設を営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、事業を営む者の住所により判断し、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 11 上記の使用時間に2時間未満の端数時間がある場合は、2時間として計算する。

(東川町立学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例)

第22条 東川町立学校体育施設開放に関する条例(平成16年東川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

東川町立学校体育施設使用料

(1) 東川町立小学校（一小・二小・三小）

使用形態	区分	使用料の設定 の単位	使用料	
				町民等
専用使用	アリーナ（バドミントンコート 1面につき）	2時間当たり	1,000円	400円
	アリーナ（全面使用）	2時間当たり	2,600円	1,000円
	グラウンド：大人（高校生以上）： 全面	1時間当たり	—	600円

(2) 東川町立小学校（東小）・東川町立中学校

使用形態	区分	使用料の設定 の単位	使用料	
				町民等
専用使用	アリーナ（バドミントンコート 1面につき）	2時間当たり	1,000円	400円
	アリーナ（半面使用）	2時間当たり	2,600円	1,000円
	アリーナ（全面使用）	2時間当たり	5,200円	2,000円
	グラウンド：大人（高校生以上）： 半面	2時間当たり	—	600円
	グラウンド：大人（高校生以上）： 全面	2時間当たり	—	1,100円

備考

- 1 町民等とは、町民は町内に住所を有するものとし、団体については町内の各種団体及び町内の企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 4 東川町の少年団活動（練習・大会・会議等）で使用する場合は免除する。
- 5 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 6 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 7 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 8 一般開放の指定曜日の使用については免除する。
- 9 上記使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引き）で納付することができる。



10 上記の使用時間に2時間未満の端数時間がある場合は2時間とし、1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

11 グランドの使用は、5月1日から10月31日までの期間とする。ただし、冬期間の使用は別途協議する。

(写真文化首都「写真の町」東川町複合交流施設せんとぴゅあ条例の一部を改正する条例)

第23条 写真文化首都「写真の町」東川町複合交流施設せんとぴゅあ条例（平成30年東川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

せんとぴゅあ使用料

区分			使用料設定の単位	使用料	
建物名	室名	面積			町民等
せんと ぴゅあ I	ホール1	509.31㎡	1時間当たり	2,900円	1,250円
		展示使用 200㎡未満	1日当たり	2,000円	1,000円
		展示使用 200㎡以上	1日当たり	4,000円	2,000円
	ホール2	376.74㎡	1時間当たり	1,700円	750円
	カフェ	77.79㎡	1時間当たり	1,100円	500円
	キッチン	50.96㎡	1時間当たり	1,100円	500円
	ギャラリー1、2	133.20㎡/室	1日1室当たり	2,000円	1,000円
	ルームA～G	66.60㎡/室	1時間1室当たり	600円	250円
せんと ぴゅあ II	セミナー室	61.34㎡	1時間当たり	1,100円	500円
	体験室	64.35㎡	1時間当たり	1,100円	500円
	多目的室	96.44㎡	1時間当たり	1,100円	500円
	販売スペース	61.34㎡	1日当たり	2,000円	
1月当たり			30,500円		
上記以外を使用する場合、10㎡につき			1日当たり	1,000円	500円

上記のほか、販売スペース以外を営利及び収益目的で使用する場合は、10㎡につき1時間当たり1,000円（町民等は500円）を上限とし、別途協議のうえ計算する。

備考

- 町民等とは、町内に住所を有する個人、町内に住所を有する各種団体及び企業をいう。

- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 町内の少年団が活動で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚引き）で納付することができる。
- 10 使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

別表第2（第9条関係）

宿泊施設使用料

種類	単位	使用料	
2人部屋	1泊	5,200円/室	1人使用の場合 3,200円/室
4人部屋	1泊	8,300円/室	1人使用の場合 5,200円/室 2人使用の場合 6,300円/室 3人使用の場合 7,300円/室
6人部屋	1泊	9,100円/室	1人使用の場合 7,300円/室 2人使用の場合 8,400円/室
サロン	1時間	600円	
シャワー	1回	100円	
洗濯機	1回	100円	
乾燥機	1回	300円	
屋上テラス	1時間	500円	

（月単位で使用の場合）

種類	使用料	
	定員での利用	定員未満での利用
2人部屋	38,600円/人	54,900円/人
4人部屋	33,500円/人	60,000円/人
6人部屋		

備考

- 1 連続して15日以上使用する場合は、月単位の料金表を適用するものとし、使

用が1月に満たない場合は日割りによる。この場合において、算出された使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 団体で使用する場合は、別途協議のうえ計算する。

(東川町文化財活用施設松田与一記念館条例の一部を改正する条例)

第24条 東川町文化財活用施設松田与一記念館条例（令和3年東川町条例第16号）

の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表第1（第9条使用料関係）

施設使用料

区分		使用料設定の単位	使用料	
室名	面積			町民等
展示室	54.65㎡	1時間当たり	600円	250円
	展示使用 54.65㎡	1日当たり	1,000円	300円
創作活動室	13.25㎡	1日当たり	1,000円	350円
		1ヶ月当たり	9,000円	3,000円

備考

- 1 町民等とは、町内に住所を有する個人、町内に住所を有する各種団体及び企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校・日本語学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 中学生以下が使用する場合は免除する。
- 5 町内の少年団が活動で使用する場合は免除する。
- 6 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 7 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 8 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 9 使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚割引）で納付することができる。
- 10 使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 11 連続して15日以上使用する場合は、月単位の料金を適用するものとし、使用が1月に満たない場合は日割りによる。この場合において、算出された使用料

の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(写真文化首都「写真の町」東川町地域交流センターゆめりん条例)

第25条 写真文化首都「写真の町」東川町地域交流センターゆめりん条例（平成26年東川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

ゆめりん使用料

使用形態	区分		使用料設定 の単位	使用料	
					町民等
個人使用	多目的ホール	小人（中学生以下）	1日当たり	100円	無料
		大人（高校生以上）	1日当たり	300円	100円
専用使用	多目的ホール（324.86㎡）		1時間当たり	2,900円	1,250円
	交流プラザ（183.60㎡）		1時間当たり	1,600円	700円
	会議室A（98.82㎡）		1時間当たり	700円	300円
	会議室B（84.53㎡）		1時間当たり	700円	300円
	食育研修室（86.08㎡）		1時間当たり	700円	300円

備考

- 1 町民等とは、町内に住所を有する個人、町内に住所を有する各種団体及び企業をいう。
- 2 町内の団体が主催する大会及び催事等については、町民等扱いとする。
- 3 町内各学校（小・中学校・高等学校・専門学校・養護学校）が授業等で使用する場合は免除する。
- 4 町内に拠点を置く少年団又はクラブチーム等が活動（練習・大会等）で使用する場合は免除する。
- 5 各地区シニアクラブ及びシニアクラブ連合会で使用する場合は免除する。
- 6 公民館活動及び自治振興会活動で使用する場合は免除する。
- 7 各種団体等で公共性があり、全町的な事業を行う場合は免除する。
- 8 営利及び収益目的で使用し事業を実施する場合は、1時間当たり使用料の3倍の額を上限とし、別途協議のうえ計算する。
- 9 使用料を公共施設使用料徴収に関する規則（平成16年東川町規則第10号）第4条に規定する公共施設共通利用回数券（11枚1組で1枚引き）で納付することができる。
- 10 使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。  
(東川町手数料条例の一部を改正する条例)

第26条 東川町手数料条例（平成12年東川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1	戸籍の全部（個人）事項証明書及び戸籍謄抄本	1通につき	450円
2	戸籍の一部事項証明書及び戸籍記載事項証明書	証明事項1件につき	350円
3	除かれた戸籍の全部（個人）事項証明書及び除籍謄抄本	1通につき	750円
4	除かれた戸籍の一部事項証明書	証明事項1件につき	450円
5	届出、申請の受理証明書又は届書その他市町村長の受理した書類の記載事項証明書	1通につき	350円
6	上質紙を用いた受理証明書（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知届出）	1通につき	1,400円
7	届書その他市町村長の受理した書類の閲覧	書類1件につき	350円
8	住民票及び住民票広域交付	1枚につき	350円
9	住民基本台帳記載事項証明	1通につき	350円
10	除票の写し又は除票記載事項証明書	1枚につき	350円
11	戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の写し	1通につき	350円
12	住民基本台帳の閲覧	1回（1人分）につき	450円
13	印鑑証明書	1枚につき	350円
14	印鑑登録手数料	1件につき	350円
15	印鑑登録証再交付手数料	1枚につき	350円
16	納税証明書	1枚につき	450円
17	所得、課税、非課税証明書	1枚につき	450円
18	所得申告証明書	1枚につき	450円
19	住宅用家屋証明書	1件につき	1,400円
20	土地又は建物の評価等に関する証明	1筆又は1棟につき	700円
21	家屋現存（滅失）証明	1筆又は1棟につき	850円
22	公課、所有、資産証明書	1納税義務者につき	450円
23	同一地番証明	1枚につき	450円

24	営業又は業務の証明	1件につき	850円
25	身分証明等	1件につき	400円
26	東川町民証の交付	1枚につき	500円
27	道路料程の証明	1通につき	450円
28	公簿、公文書、図面の閲覧	1回につき	450円
29	公簿、公文書の謄本、抄本又は証明書の交付	1枚につき	550円
30	公簿、公文書、図面の写しの交付		
	(1) A 2判を超えるもの	1枚1面につき	750円
	(2) A 3判を超え、A 2判以下のもの	1枚1面につき	350円
	(3) A 3判以下のもの	1枚1面につき	50円
31	その他の証明又は証明書等の交付	1件につき	450円
32	犬の登録	1頭につき	3,300円
33	犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	600円
34	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,800円
35	犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	400円
36	鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	1通につき	3,400円
37	優良宅地造成認定申請	1件につき	86,000円
38	優良住宅新築認定申請	新築住宅の床面積の合計が100㎡以下	6,200円
		100㎡を超え500㎡以下のとき	8,600円
		500㎡を超え2,000㎡以下のとき	13,000円
		2,000㎡を超え10,000㎡以下のとき	35,000円
		10,000㎡を超えると	43,000円
39	現地目証明	1件につき5筆まで	2,000円
		(ただし、6筆以上1筆増すごとに300円加算する)	
40	農業経営基盤強化 促進法による土地	所有権移転の登記嘱託	1件につき 3,500円
			1筆につき 300円

41	の登記嘱託に関するもの	前提登記嘱託	1 件につき 1 筆につき	3,500円 300円
42	視聴覚資料利用会員証交付手数料		1 枚につき	500円
43	視聴覚資料利用会員証再交付手数料		1 枚につき	500円
44	受胎調節実地指導員の指定証の交付		1 件につき	4,400円
45	受胎調節実地指導員の標識の交付		1 件につき	3,500円
46	受胎調節実地指導員指定証の訂正		1 件につき	2,700円
47	受胎調節実地指導員指定証の再交付		1 件につき	3,100円
48	受胎調節実地指導員標識の再交付		1 件につき	2,800円
49	採石法第33条の規定に基づく岩石の採取計画の許可の申請に対する審査		1 件につき	60,500円
50	採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取計画の変更の許可の申請に対する審査		1 件につき	38,700円
51	砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の許可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）		1 件につき	42,000円
52	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）		1 件につき	18,700円
53	1. 地籍調査事業成果図面の閲覧 地籍図一覽図、地籍図（複図）、筆界点番号図、辺長図、地籍図集成図、一筆図形、地籍図根三角点網図、地籍図根多角点網図兼細部図根点網図 2. 地籍調査成果簿の閲覧 ア. 地籍図根三角点成果簿、地籍図根多角点成果簿、地籍図根細部点成果簿、地籍調査成果点 イ. 地籍簿 ウ. 面積計算簿 3. 上記に該当しない地籍調査事業成果品の閲覧		1 枚につき   1 点につき  1 枚につき 1 筆につき 1 枚につき	550円   400円 450円 550円 550円
54	1. 地籍調査事業成果図面の交付			

	ア. 地籍図一覧図、一筆図形	1枚につき	550円
	イ. 地籍図（複図）、筆界点番号図、辺長図、地籍図集成図、地籍図根三角点網図、地籍図根多角点網図兼細部図根点網図	A3判以下1枚につき A3判超え1枚につき	550円 1,100円
	2. 地籍調査成果簿の交付		
	ア. 地籍図根三角点成果簿、地籍図根多角点成果簿、地籍図根細部点成果簿、地籍調査成果点	1点につき	400円
	イ. 地籍簿	1枚につき	450円
	ウ. 面積計算簿	1筆につき	550円
	3. 上記に該当しない地籍調査事業成果品の交付	A3判以下1枚につき A3判超え1枚につき	550円 1,100円
55	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項及び第81条第3項において準用する第78条第1項の規定（他の法令の規定において準用する場合を含む。）による交付手数料		
	(1) A3判以下の白黒の複写	1枚1面につき	50円
	(2) A3判以下のカラーの複写	1枚1面につき	100円
56	東川町情報公開条例（平成8年東川町条例第22号）第13条による費用		
	(1) 同条例第5条によるもの		50円
	(2) 同条例第12条によるもの		200円
57	東川町立東川日本語学校条例（平成27年東川町条例第20号）第7条による各種証明書	1通につき	350円
58	診察券再発行	1枚につき	100円
59	入院通院領収済証明書	1通につき	550円
60	普通診断書、簡単な意見書・証明書、健康診断書（検診料除く）、入学診断書、就業診断書、自賠責請求明細書	1通につき	2,200円
61	身体検査書、死亡診断書	1通につき	3,300円



62	自賠償診断書、生命保険用証明書、労災診断書（様式第7号）、	1 通につき	4,400円
63	裁判用診断書、身体障害者意見書、死体検案書（検案料除く）、複雑な意見書	1 通につき	6,600円
64	精神障害用意見書	1 通につき	7,500円
65	死体検案料		
	ア. 簡単なもの	1 体につき	11,000円
	イ. 中程度なもの		16,500円
	ウ. 複雑なもの		22,000円

備考

- 1 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料については、犬の鑑札又は狂犬病予防注射済票の交付をもって現金領収証書の交付に代えるものとする。
- 2 死体検案の区分については医師の判断によるものとし、上記手数料に往診料に相当する額を加算するものとする。

（東川町立東川日本語学校条例の一部を改正する条例）

第27条 東川町立東川日本語学校条例（平成27年東川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条例第7条第1項及び第8条を次のように改める。

（証明書交付）

第7条 日本語学校が学生の記録に係る各種証明書を交付する場合は、手数料を徴収する。

（減免）

第8条 町長が特別の事情があると認めたときは、授業料を減額または免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。